

職場のトラブルで悩んでいるみなさん

青森県労働
委員会委員
による

定例労働相談会

を利用しま
せんか？

毎月、労働相談会を開催していますので、お気軽にご相談ください。

火曜日開催日	時 間	日曜日開催日	時 間
8月4日	13:30	9月13日	10:30
9月8日	~		~
10月6日	15:30	10月25日	12:30

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、電話相談により実施することがあります。あらかじめ、下記問合せ先に電話するか、県ホームページ等によりご確認ください。
なお、電話相談による場合の電話番号は次のとおりです。

相談電話番号 017-734-9832

秘密厳守

相談無料



10月は、弘前市・八戸市でも労働相談会を開催します！

弘 前 市	10月 11日(日)	弘前文化センター2階
八 戸 市	10月18日(日)	ユートリー4階

時間：10：30～12：30

◇労働者と事業主との間に生じたトラブルについて、青森県労働委員会委員が相談に応じます。

- ・公益委員（弁護士等）
- ・労働者委員（労働組合役員等）
- ・使用者委員（会社経営者等）

◇労働者、事業主いずれの方からの相談も受け付けています。

◇費用は無料、秘密は厳守

◇青森県労働委員会では、労働者・事業主の紛争解決を図るための「あっせん」も行っています。

*事前の予約も受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。（予約優先）

*相談会以外にも、青森県労働委員会事務局では、執務時間中、随時、労働相談に応じています。

青森県労働委員会事務局

青森市新町二丁目2番11号 東奥日報新町ビル4階

電話 017-734-9832

労働相談ダイヤル 0120-610-782

ホームページは

青森県労働委員会

で検索



職場のトラブルで悩んでいませんか？

労働委員会の「あっせん制度」を利用できます。

配置転換

解雇

賃金カット

コロナ関連

労働委員会のあっせん制度

労働委員会は、公益・労働者・使用者を代表する委員で構成され、中立・公正な立場から、「労働者や労働組合」と「事業主（使用者）」との間のトラブルを迅速・円満に解決するお手伝いをする県の機関です。

解雇や賃金など職場のトラブルでお悩みの方は、労働委員会の委員が労使双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行って解決する「あっせん制度」をご利用ください。



公益委員
(弁護士、大学教授等)



労働者委員
(労働組合役員等)



使用者委員
(会社経営者等)

三者構成

公益委員・労働者委員・使用者委員の三者構成で、中立・公正かつ丁寧に双方の主張を聴いて調整し、解決案の提示等を行います。

簡単

労働委員会へ申請書を提出するだけです。

無料・秘密厳守

費用は無料、秘密は厳守します。

【解決例】解雇撤回と解決金の支払

労働者Xが解雇の撤回を求めてあっせん申請



あっせんで、会社YがXの解雇を撤回し、解決金(復帰までの賃金相当額の6割)を支払うものとするあっせん案を示し、双方受諾。

問合せ先

〒030-0801

青森市新町二丁目2番11号

(東奥日報新町ビル4階)

青森県労働委員会事務局

TEL 017-734-9832

FAX 017-734-8311